

# 警報と災害に関する対応

## 暴風警報・特別警報への対応

愛知県全域、愛知県西部、西三河北西部、豊田市西部が本校の対象地域です

### 1 登校する以前に、暴風警報・特別警報が発令された場合の登校

- (1) 午前6時までに警報が解除された場合

平常どおり授業を行います

- (2) 午前6時までに警報が解除されない場合

その日は、**休校**とします

※暴風警報・特別警報が出ていなくても、前日に給食中止が決定される場合があります。その場合は、きずなネットや通知文書で、できるだけ早くお知らせします。

### 2 登校後に暴風警報・特別警報が発令された場合の下校

授業を中止し、通学路の安全を確認してから通学班ごとに一斉下校させます

- (1) 暴風警報・特別警報の発表が予想される場合は、①②の手順をご理解のうえ、ご在宅ください  
ますようお願いいたします。

①警報発令後1時間程度で、通学班ごとに一斉下校を開始します。下校の際には通学班の担当教員が分担して、集合場所近くまで引率します。

②**緊急下校事前調査(4月上旬実施)**で学校待機になっている児童は、**図書室で待機し、保護者の迎えにより下校します。**

(ご家庭でお子さんと、学校待機とするかどうかを確認しておいてください。学校待機の場合は、できるだけ早く迎えに来てください)

- (2) 風雨の状況によっては、全員を教室で待機させ、全家庭に迎えをお願いすることもあります。

## 水害への対応

矢作川の氾濫に関する気象情報により、豊田市から「高齢者等避難(警戒レベル3)」が発令された場合、本校は避難対象校となります。

※河川(矢作川)の氾濫による「高齢者等避難(レベル3)」は、「町」の単位で発令されます。根川小学校区では「金谷」「錦」「前田」「元宮」「下市場」「下林」「長興寺」「秋葉」のいずれかの町に発令された場合、次ページの1・2の対応をします。

※朝日丘中学校、豊南中学校とは、校区に含まれる「町」の関係で異なる対応をすることがあります。

例① 豊南中学校区に「高齢者等避難(レベル3)」が発令された場合

→ 「金谷」など朝日丘中学校区の生徒の避難はしません

例② 朝日丘中学校区に「高齢者等避難(レベル3)」が発令された場合

→ 「秋葉」など豊南中学校区の生徒の避難はしません

## 1 登校する以前に、「高齢者等避難(レベル3)」が発令された場合

- (1) 午前 6 時まで「高齢者等避難(レベル3)」が解除された場合

平常どおり授業を行います

- (2) 午前 6 時までに「高齢者等避難(レベル3)」が解除されない場合

その日は、休校とします

根川小の児童は、**全員避難の場合、朝日丘中学校へ避難します。**ご承知おきください。

## 2 児童の登校後に「高齢者等避難(レベル3)」が発令された場合

授業を中止し、速やかに**お迎えによる避難**をします

- 登校後、避難が決まった場合には、学校より保護者によるお迎えをきずなネットで依頼します。その指示に合わせて、**根川小学校体育館**へお迎えをお願いします。決められた時間までに迎えが来ない場合は、土地の高低差を考慮して避難経路を選びながら、**朝日丘中学校へ全員避難誘導**します。避難後は、**保護者による朝日丘中学校へのお迎え**をお願いします。できる限り、車での迎えはご遠慮ください。

- 水害の状況によっては、朝日丘中学校に保護者を含めての避難が必要になります。

※矢作川のほかに、安永川の水位が危険水域に達することで、「高齢者等避難 (レベル 3)」が発令するより以前に休校やお迎え下校の判断をする場合があります。その際には、きずなネットで連絡いたします。

### お迎えによる避難の流れ

- 学校からきずなネットで連絡をします。
  - お迎え下校をすること
  - 児童引き渡し開始の時間
- 体育館北側へお越しいただき、体育館で待機している児童を順番に引き渡します。

※水害時の避難訓練として、実際にお迎えに来ていただく訓練をします。(3年に1度) 次回のお迎え訓練は、令和9年度に実施予定です。

## 大地震（豊田市内で震度5弱以上）発生時の対応

### 1 登校前

登校を見合わせ、自宅待機とします

- 電話による問い合わせには対応できません。
- きずなネットでお知らせできないことが予想されます。

### 2 登校中

学校より家が近く、帰宅した場合は自宅待機とします。学校に到着した場合は「3」の対応とします

### 3 登校後

下校準備をして学校で待機します。学校から連絡が届かなくてもテレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等で情報を入手されましたら速やかに保護者の方でお迎えをお願いします。車での迎えはご遠慮ください

## 「南海トラフ地震臨時情報」発令時の対応

### 1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発令された場合

通常通りの教育活動を行います

- ・校外活動について（出発前）：一時出発を見合わせます。  
（活動中）：いつでも帰校できるよう準備します。

### 2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）」が発令された場合

通常通りの教育活動を行います

- ・校外活動について（出発前）：延期（中止）します。  
（活動中）：速やかに帰校します。

※上記は原則であり、状況によっては、臨時休校や、学校待機などの措置をとる場合もあります。

## Jアラート緊急情報への対応

### 1 児童が登校する前に、愛知県に発信された場合

- (1) 登校せず、自宅待機とします。
- (2) その後の対応については、きずなネットでお知らせします。安全が確保できない場合は、登校しません。
  - ・きずなネットでお知らせする予定ですが、事情により発信できなかつたり、連絡の受信が遅れたりする恐れがあります。ラジオ等で情報を収集し、安全が確保されない場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。

### 2 児童の登校後に、愛知県に発信された場合

- (1) 授業を中止し、屋内に避難します。状況に応じ、学校待機、保護者の迎え等の対応をします。
- (2) 授業継続が可能な場合は、通常通り授業を実施し、原則として通常通りの下校をします。

# 熱中症特別警戒アラートが発表されたときの対応

熱中症特別警戒アラートが発表された場合、翌日は、「臨時休校」とする。

※発表当日の午後2時以降は、通常の活動後、下校の予定です。

【環境省・文部科学省：学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（追補版）より再構成】

	熱中症特別警戒情報	熱中症警戒情報
一般名称	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート
位置づけ	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) ※過去に例のない広域的な危険な暑さを想定	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)
発表基準	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合 (上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)	都道府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合
発表時間	前日午後2時頃	前日午後5時頃及び当日午前5時頃
表示色	黒	紫

## 1 校外学習等

- 熱中症特別警戒アラート発表地域内で実施する校外学習等の各種行事は、原則として、中止又は延期となります。

## 2 部活動およびとよた地域クラブ活動

- 練習や練習試合は中止とします。土日祝日、および長期休業中も同様です。
- 大会やコンクールについては、運営側の判断となります。

## 3 連絡方法

- 熱中症特別警戒アラート発表時は、きずなネットで各家庭にお知らせします。

## 4 その他

- 放課後児童クラブについては、発表当日は開設しますが、翌日は開設となります。
- 「熱中症特別警戒アラート」と「熱中症警戒アラート」は別のものです。